

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ)／角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2011年8月30日

通巻 1169号

この号の内容

・団体交渉速報

1P

・代償措置再検討の申入れ

4P

8/10 団体交渉〔速報〕

団体交渉ルールの作成

2010年度賃下げの代償措置

大学からは学長の委任を受けた脇坂理事をはじめ6名、組合からは鷺山委員長をはじめ8名が出席しました。《団体交渉のルール》については、大学側は労働法規で認められている労働者の権利、労働組合の権利を制限する発言を繰り返しました。また昨年度の《賃下げの代償措置》についても新たな提案はなく、到底受け入れられるものではありません。

以下で団体交渉の概要をお知らせいたします。

団体交渉ルールの作成

1

交渉ルールは、県労働委員会のあっせん協定書に基づき作成しています。昨年度の賃金引き下げにおいて、大学側は組合の交渉申入れに早急に応じないばかりか第1回は理事が欠席するなど、不誠実な対応に終始しました。あっせんで大学は自らの説明不足を反省し更なる説明を行う姿勢を示したように、交渉ルール作成の目的は大学が誠実に団体交渉応じることを確認することにあります。

しかし大学の提案は、「大学が速やかに交渉に応じられないこと前提とするかのようなルール」であり、あっせん協定書の精神に反していると言わざるを得ません。私たちは労働基準法、労働組合法、労働契約法等の労働法規により認められている労働者の権利に基づき交渉を進めていきます。

大学側問題発言（1） 国立大学法人職員は労働法の適用なしも妥当 コンプライアンスを重視する大学がなぜ？

大学側は、「国立大学は法人化され民間企業と同様の労働法制下にはいったとはいえ、民間企業と同じ論理を適用することに疑問がある」との見解を示しました。

法人化後、私たちの労働条件は、労働条件法定主義ではなく、労働組合法、労働基準法、労働契約法（2008年3月）等に基づいた労使自治により決定されています。大学の発言は「法的に認められている労働者の権利を制限するもの」であり到底認められません。この発言は、組合が求めた《交渉ルールの作成》《賃下げの代償措置》への回答として飛び出しました。詳細は次の通りです。

問題
発言

大学：組合側の出席者の制限を要求
大学はいったい何を恐れている？

組合が委任すれば誰でも団体交渉に出席し交渉に当たることが出来ます。しかし、大学の提案は、「弁護士に限る」とした上で、「事前に相手方の合意を得ること」を出席の条件としています。

労働組合法第6条

「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。」

使用者は組合が委任した学外者の出席を拒むこと、学外者の出席を理由に団体交渉を拒否することはできません。明確な不当労働行為なのです。

「学内の問題は学内で解決する」「情報漏洩の心配がある」というのが大学の主張ですが、労働者としての権利を守るために組合が学外者の助力を得ることは法的にも認められています。そもそも大学側は何を恐れているのでしょうか。

労組法第6条の権利を放棄しないと主張する組合に対して、**大学は、「それでは交渉ルールを作っている意味がない」と発言**。労働者の権利放棄を前提とした団体交渉のルールはありません。

もし大学が学外者の出席を望まないのであれば、規程により制限するのではなく、誠実に団体交渉に応じればよいだけのことです。

大学側の交渉出席者について

大学：学長の出席可能性を認めるが・・・ 実質は？？

大学側は、交渉出席者について「学長若しくは・・・」の文言を加筆し、学長出席の可能性をようやく認めました。ただし、これには次の補足説明がついています。

- ・学長については、この申合せを根拠として団体交渉への出席を強制するものではない。

これは学長の出席可能性が形式的であることを大学自らが認めていることを意味します。組合はこの原則を空文化しないことを要求しました。

- ・学長の出欠にかかわらず速やかな団体交渉の実施に努めるものとする。

これは組合が学長の欠席を理由に団体交渉に応じない事態を想定したもので。しかし反省すべきは、誠実に団体交渉に応じなかつた大学側自身の姿勢のはずです。組合はこれまで、学長の欠席を理由に団体交渉に応じなかつたことはありません。

労使懇談について

大学側はあっせん協定書で団体交渉ルールの作成のみに合意していること、懇談ルール作成には相当の時間がかかることを理由に、今回の申合せ事項としない旨提案しました。

しかし、労使懇談のルールについては、2005年2月に大学から提案され組合も了承した原案が存在しています。一体どのような調整が必要なのでしょうか。労使懇談も含めたルール作りを求めていきます。

【2005年2月15日に大学より提案があった労使懇談の進め方】

1. 労使懇談：労使間の話し合い(合意形成の手段)

事前打合せ：定期懇談と臨時懇談の前の打合わせ

- ・打合せ事項：日時、場所、人数、議題の整理
- ・使用者側の打合せ者：

人事課長、労務管理補佐、労務管理第一係長

(1)定期懇談：定期的に行う懇談

- ・参加人数：原則として労使同数(傍聴者は除く)
- ・使用者側の出席者：

学長、理事、総務部長、人事課長、人事課筆頭補佐、労務管理担当補佐、労務管理第一係長、(必要に応じて担当課長、担当課長補佐)

- ・開催回数：学長(理事)懇談(年1～2回)、理事懇談(年1回)、総務部長・人事課長懇談(年2回)
- ・その他：定期懇談にかかる要望書は、すくなくとも定期懇談開催の1ヶ月前までに人事課に提出

(2)臨時懇談：臨時、緊急の必要がある場合に行う。

- ・参加人数：定期懇談と同様とする。
- ・使用者側の出席者等：定期懇談と同様とする。



2010年度賃金引き下げの代償措置の実施を求める

問題発言（2） 賃金引き下げは既定路線で変更無し？ 説明不要？

問題
行為

相談なしに「代償措置」を実施！

大学は代償措置についても、「民間企業と同じ論理で国立大学法人の労使交渉をすべきであるとの主張には疑問がある」との見解を示しており認められません。

7/29の団体交渉で大学は、人間社会5号館と総合教育2号館の間の連絡通路として既に3800万円を予算措置したと回答しました（組合ニュース1167号参照）。連絡通路は大学の施設整備の一環として速やかに設置することを求めますが、当該通路の設置は代償措置としては認められません。

昨年11/24の団体交渉等で大学は、「経費に係わらない事項も含め代償措置の方法について組合と意見交換する」と回答していました。

しかし、組合への相談なく当該措置が実施されました。これは、

「意見交換する」ことへの約束違反であり、

また組合の存在を軽視して弱体化させる意図があり、誠実交渉義務に反するとともに支配介入にも該当する可能性のある行為です。

労組法第7条3号は「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること」を不当労働行為として禁止しています。一昨年度の団体交渉において交渉の再開を約束しておきながら対応しなかった某大学側の行為が、労働委員会から不当労働行為として指摘されました。

大学は、賃下げ分の使途に関しては説明不足を認め、総務担当理事命名で改めて通知するとの見解を示しました。しかしその内容は、2011年度予算において教育研究経費を減額しなかったことや他の労働環境改善を行ったこと等、既に実施されたことの説明であり新たな提案は示されていません。

私たちは、現時点の大学提案には合意せず、あっせん協定書で約束したとおり「代償措置」について誠実な交渉を求めます。

問題
発言

賃下げ前提の不十分な説明では、 誠実交渉義務違反です。

大学は、今後、人事院勧告の詳細等についても情報提供することを約束しました。しかし、「人勧準拠が前提であること」「大学独自の判断ではないため、国レベルの一定の手順を見極める必要がある」と回答しました。

また、前回の交渉では、

「法人化以降人事院勧告準拠の方針を明確にしており、人勧に沿った給与改正を職員は熟知している。」と全教職員があたかも賃金の引き下げを納得しており、形式的な説明を実施すれば十分であるともとれる発言を行っています。

昨年度の賃下げに際しては、12月期のボーナス減額の見送り、研修費/研究費/特例報償金など、組合との団体交渉を経て各大学が独自に判断しているケースも多々あります。

代償措置も念頭に置いた団体交渉の早期実施を求める。

トップ10をめざしている金沢大学として、
代償措置もトップ10であるべきです。



**申入れ書
提出**

誠実な代償措置の提案を要求します。

国立大学法人金沢大学
学長 中村 信一 様

2011年8月9日

金沢大学教職員組合
執行委員長 鷲山 靖

人間社会5号館と総合教育2号館の連絡通路設置を代償措置として実施する事に対する不合意を確認し、改めて誠実な代償措置の提示を要求する申入れ

去る7月25日の団体交渉において、2010年度の賃金引下げに対する代償措置として、人間社会5号館と総合教育2号館の連絡通路を設置すること、また必要経費として既に3800万円が措置され今年度内に着工する旨の回答が示されました。

2月23日の団体交渉時において、賃金引下げ分の一部の活用として同通路の「整備を考えている」、と組合に対して初めて提案がなされました。それが代償措置であるとの明確な説明はありませんでした。また具体的な実施時期等についての説明もありませんでした。

この回答に対して組合は、団体交渉時および以後の事務折衝等においても、同通路を代償措置として設置することに合意した事実はありません。

石川県労働委員会でのあっせん過程において、大学は賃金引下げ時における

説明が不十分であったことを反省され、協定書においても代償措置に関して組合と誠実に交渉することを約束されたはずです。

賃金引下げに対する代償措置を労使の合意なく実施することは極めて不誠実な態度であり、円滑な労使関係の確立に向け「双方が誠意をもって交渉する」ことを確認した協定書の精神に反する行為であると言わざるを得ません。

加えて団体交渉時に脇坂理事は、教職員が納得できる代償措置について相談したい旨を繰り返されたにもかかわらず、組合からの再三の要求に対して、具体的な進捗状況について一切説明しないまま、今回の回答がなされたことに対して強い抗議を表明します。

ここに改めて、金沢大学当局が誠意をもって賃金引き下げに対する代償措置の提案を行うことを要求します。



25日	11日	10日	9日
第2回執行委員会	新旧執行委員引き継ぎ	代償措置の再提案を求める (団体交渉のルール・代償措置)	人事課と協議
四役会議	第6回団体交渉	要求書提出	

活動日誌

8月

